

物価高騰に負けない！

いわみざわの生活支援

市は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し物価高騰の影響を受ける市民への市独自の支援として、水道料金の減免と生活を支えるための給付金を支給します。また、国が実施する総合経済対策事業の一つとして子育て応援手当を支給します。



水道料金の基本料金を減免します

申請不要

対象料金 水道料金の基本料金（下水道使用料は対象外）

対象契約 家事用契約

対象期間 4カ月分（令和8年1月から4月までの検針分）

問合先 水道部業務課管理係 ☎ 35-4708

詳しくは市ホームページをご覧ください



ID: 10192

食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

対象者 令和8年1月1日に岩見沢市に住民登録のある方

給付額 1人当たり5,000円

給付方法 対象者分をまとめて世帯主に支給します

申請方法 3月中に世帯主に順次送付する案内文書などをご確認ください

申請期限 5月31日(日)

問合先 2月2日(月)開設の食料品等価格高騰緊急支援給付金センターへ ☎ 050-3499-3296

詳しくは市ホームページをご覧ください



ID: 16600

物価高対応子育て応援手当を支給します

対象児童 次の①、②のいずれかに該当する児童

①令和7年9月分の児童手当（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分の児童手当）の支給対象

②出生日が令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

給付額 1人当たり2万円

給付先 次のいずれかに該当する方

●対象児童①の児童手当受給者

●対象児童②の児童手当受給対象者

●令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間で離婚などにより新たに児童手当受給者となる
※対象児童①の児童手当受給者から子育て応援手当相当額の金銭などを受け取っていた場合、または対象児童①の児童手当受給者が、子育て応援手当相当額の金銭などを本手当の目的で使用していた場合を除く。

申請方法 児童手当の受給状況によって申請が必要になります

【申請が不要な方】

●対象児童①の児童手当を岩見沢市から受給している

●令和7年10月1日以降に出生した児童分の児童手当を令和8年1月14日までに岩見沢市で申請している

※1月下旬に子育て応援手当の支給に関するお知らせを送付しています。お知らせが届いていない場合はお問い合わせください。

【申請が必要な方】

●対象児童①の児童手当を所属庁から受給している公務員	所属庁にお問い合わせください
●令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当の申請を令和8年1月15日以降に岩見沢市で行った	出生届に伴う児童手当申請時に子育て応援手当の申請書を提出
●令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間で離婚などにより新たに児童手当受給者となる	2月28日までに児童手当の申請をした方は、3月上旬に送付される申請書を提出。3月1日以降に児童手当の申請を行う方は、児童手当申請時に子育て応援手当の申請書を提出

問合先 こども未来課こども福祉係 ☎ 35-4118